

憲法を変えたい人たちにとって

緊急事態とは

自然災害や

疫病よりも

「戦争」のこと



「緊急事態」と聞くと大地震やパンデミックを思い浮かべ、「そのために憲法を変えるのはよい」と考える人もいるでしょう。

自民党など改憲派は緊急事態の対応として、国政選挙ができない場合の衆院議員の任期延長や、内閣が緊急事態と認定すれば国会の議決なしに法律に代わる緊急政令を制定できるようにするなどの「緊急事態条項」を憲法に盛り込むと主張しています。

しかし憲法54条には、国会解散中でも「国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる」とあり、すでに国会が緊急事態に対応できるようにできているのです。

### 太平洋戦争 は議員任期の延長からはじまった

日中戦争のさなかの1941年2月24日、戦時中の「緊急事態」における議員の任期延長を目的とする「衆議院議員任期延長法」が公布されました。議員の任期が延長されている間の同年12月1日、御前会議でアメリカとの開戦が決定され、7日後に日本は太平洋戦争に突入しました。

いま、改憲派が憲法に「緊急事態条項」を盛り込む必要性を主張するのは、戦争を念頭に置いているからです。戦争につながる「緊急事態条項」の制定に反対しましょう。

誹 謗 中 傷  
動 画 問 題 で  
二 転 三 転

国会で平気でウソをつく  
高市氏には首相の資格なし!

選挙中に高市首相の陣営が相手候補を誹謗中傷する動画を拡散したとの疑惑が、大問題になっています。首相の国会での答弁にはウソも含まれ、不誠実な姿勢に終始しています。

高市首相は「秘書は動画作成者と面識もない」と説明していましたが、「週刊文春」が秘書と動画作成者のZoom会議の音声を公開すると「実際に会って名刺交換したことはない」にすり替え、その後秘書が会議に参加していたことを認めました。

近年、選挙のたびにSNS悪用が社会問題になっています。高市首相が公正とは言えない手法を選挙に使っていたのなら、政治家としての資格が問われる問題です。高市首相は、事実を明らかにして説明責任を果たすべきです。

憲法共同センター(戦争する国づくりストップ!憲法を守り-いかす共同センター)

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F  
TEL 03 (5842) 5611 FAX 03 (5842) 5620  
<https://www.kyodo-center.jp/>

2026.7



kyodo-center.jp